

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、日頃から下記の事務分掌に基づき国民保護上の関連業務の実施に努める。

国民保護措置に係る事務分掌

| 部 | 分 掌 事 務（主管課） |
|-----------|---|
| 総 務 部 | 1 国民保護に関する総合調整に関すること（安全安心課・総務課） 2 市国民保護協議会の運営に関すること（安全安心課・総務課） 3 市国民保護計画の見直し、変更に関すること（安全安心課・総務課） 4 組織・体制に関すること（安全安心課・人事課） 5 情報の収集及び伝達に関すること（安全安心課・情報管理課） 6 国、県、自衛隊、関係機関等との連携に関すること（安全安心課・総務課） 7 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付等に関すること（人事課） 8 非常通信体制の整備に関すること（情報管理課） 9 訓練、研修に関すること（安全安心課・人事課） 10 各部との連絡調整に関すること（安全安心課・総務課） 11 市有自動車による輸送計画の立案に関すること（契約検査課） 12 避難実施要領案の作成に関すること（安全安心課・総務課） 13 避難施設の県指定協力に関すること（安全安心課・総務課） 14 自主防災組織に関すること（安全安心課） 15 外国人に対する情報提供及び相談の協力に関すること（総務課） 16 その他いずれの部に属さない事項に関すること（安全安心課・契約検査課） |
| 秘 書 室 | 1 市長、副市長からの情報収集及び伝達に関すること 2 国、県からの視察受入れに関すること |
| 総 合 政 策 部 | 1 広報及び広聴に関すること（情報政策課・広域調整室・重伝建まちづくり課） 2 公共交通機関との連携及び緊急輸送手段の確保に関すること（企画課） 3 記録の収集及び保管に関すること（情報政策課・広域調整室・重伝建まちづくり課） |
| 財 政 部 | 1 避難施設の開設及び運営に関すること（財政課・税務課・納税課・滞納特別対策室） 2 市税の減免等に関すること（納税課） 3 国民保護対策予算、その他財務に関すること（財政課） |
| 市 民 生 活 部 | 1 安否情報の収集・提供に関すること（市民課・医療保険課） 2 ヘリポートの開設及び運営に関すること（市民生活課） 3 廃棄物の収集及び処理に関すること（清掃センター） 4 在住外国人への情報提供に関すること（市民課・医療保険課） 5 死体収容及び火葬に関すること（市民課・医療保険課） |

| 部 | 分 掌 事 務 (主 管 課) |
|-----------|---|
| 保 健 福 祉 部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の避難及び情報伝達に関すること (福祉課・長寿支援課・子育て支援課) 2 救援物資の受入及び配給に関すること (福祉課・長寿支援課・子育て支援課) 3 社会福祉協議会との連携によるボランティアの登録・受入れに関すること (福祉課) 4 赤十字標章に関すること (福祉課) 5 福祉施設入所者等の避難誘導に関すること (福祉課・長寿支援課・子育て支援課) 6 医療、救護及び防疫に関すること (健康づくり課) |
| 産 業 経 済 部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 食糧、生活必需品等の物資の調達及び配送に関すること (部内すべての課室) 2 救援物資の保管に関すること(農業振興課) 3 観光客等の安全確保に関すること (産業政策課・観光交流課・農業振興課・林業振興課) 4 商工、農林水産団体への応援要請に関すること(産業政策課・産学官推進室・観光交流課・農業振興課・林業振興課・農業委員会事務局) |
| 都 市 整 備 部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 幹線道路、緊急輸送道路の確保に関すること(都市計画課) 2 生活道路、橋梁等の安全対策に関すること (都市管理課・土木課) 3 建設業者等への応援要請に関すること (土木課・建築住宅課) 4 避難に供する建物等の安全判定及び退避場所の確保に関すること (建築住宅課・建築指導課) 5 避難住民等及び市外からの避難者の応急住宅の確保に関すること (建築住宅課) 6 動物の逸走対策及び保護等に関すること (公園緑地課) 7 所管施設(公園施設など)の安全対策に関すること (公園緑地課) 8 応急公用負担 (土地・建物等の収用) に関すること (都市計画課) 9 応急仮設住宅用地に関すること (都市計画課) |
| 水 道 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の安全確保に関すること (浄水課・水質センター) 2 上下水道施設の安全確保に関すること (浄水課・下水道課・境野水処理センター) 3 応急給水に関すること (工務課・総務課) |
| 教 育 委 員 会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 園児、児童及び生徒の避難誘導及び収容に関すること (学校教育課) 2 所管施設の安全確保に関すること (総務課・生涯学習課・スポーツ体育課・文化財保護課・図書館・中央共同調理場・学校教育課・青少年課) 3 炊き出しに関すること (生涯学習課・スポーツ体育課・文化財保護課・図書館・中央共同調理場・青少年課) 4 避難施設の確保、開設及び運営に対する協力に関すること (総務課・生涯学習課・学校教育課) 5 被災児童、生徒に対する応急教育に関すること (学校教育課) |
| 消 防 本 部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動に関すること (警防課・消防署) 2 消防通信に関すること (通信指令課) 3 消防職員、消防団員の招集・配備に関すること (総務課) 4 住民等の人命救助、避難誘導に関すること (警防課) 5 危険物取扱事業所の把握及び安全対策に関すること (予防課) |

| 部 | 分 掌 事 務 (主 管 課) |
|-----------|---|
| 議 会 事 務 局 | 1 市議会議員からの情報収集及び伝達に関すること 2 国会、県会議員との連絡・受入れに関すること |
| 出 納 室 | 1 資金の調整及び現金の出納に関すること 2 金融機関との連絡調整に関すること |
| 新 里 支 所 | 1 新里支所管内の情報収集及び伝達に関すること (市民生活課) 2 新里支所管内の関係機関との連携に関すること (市民生活課・地域振興整備課) 3 新里支所管内住民等の避難誘導に関すること (市民生活課・地域振興整備課) 4 本庁各部との連携・協力に関すること (市民生活課・地域振興整備課) |
| 黒 保 根 支 所 | 1 黒保根支所管内の情報収集と伝達に関すること (市民生活課) 2 黒保根支所管内の関係機関との連携に関すること (地域振興整備課) 3 黒保根支所管内住民等の避難誘導及び受入れに関すること (市民生活課) 4 本庁各部との連携・協力に関すること (市民生活課・地域振興整備課) |

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、休日、夜間に武力攻撃等が発生した場合においても、警察、消防や県などからの報告を受けた当直職員から国民保護担当職員を通じて、速やかに市長及び関係職員に情報伝達が行われる24時間即応体制を確保するとともに、消防本部等との緊密な連携に配慮することとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

① 市内で緊急事態が発生した場合の対応

市内で死傷者が発生したり、建物などが破壊されるような緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでには、時間がかかることもある。この場合、原因が明らかになるまでの間、総務部安全安心課・総務課、秘書室、総合政策部情報政策課は情報収集などに努めることとするが、被害の状況に応じて、「桐生市地域防災計画」(以下「市防災計画」という。)に基づく「桐生市災害対策本部」(以下「市災害対策本部」という。)又は「桐生市災害警戒本部」(以下「市災害警戒本部」という。)を設置して対応する。

その後、国において武力攻撃の認定が行われ、閣議に基づいて国民保護対策本部設置の指定が通知(以下「本部設置指定」という。)された場合には、直ちに「桐生市国民保護対策本部」(以下「市対策本部」という。)に移行して国民保護措置を実施する。

なお、本部設置指定前は、「桐生市国民保護準備本部」(以下「市準備本部」という。)を設置して、情報収集などを実施する。

② 市外で武力攻撃が発生した場合の対応

日本国内で武力攻撃が発生し、国において事態認定が行われた場合でも、市内で発生する可能性が低いと判断される場合は、「桐生市国民保護情報連絡室」を設置し、総務部安全安心課・総務課、秘書室、総合政策部情報政策課で情報収集などを実施する。

しかし、市内でも武力攻撃が発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合は、本部設置指定により、直ちに市対策本部を設置して国民保護措置を実施する。

なお、本部設置指定前は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施する。

【職員参集基準】

| | 市外で緊急事態が発生した場合 | | | 市内で緊急事態が発生した場合 | | |
|-------|----------------|---|------------------------------|----------------|--|------------------------------|
| | 体制 | 体制の判断基準 | 参集基準 | 体制 | 体制の判断基準 | 参集基準 |
| 事態認定前 | 市情報連絡室体制 | 県内又は近県で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性にある事案が発生し、本市においても情報収集等の対応が必要と認められる場合 | 総務部安全安心課・総務課、秘書室及び総合政策部情報政策課 | 市災害警戒本部体制 | 市内で原因不明の緊急事態が発生し、又は、発生する恐れがある場合 | 地域防災計画の参集基準 |
| | | | | 市災害対策本部体制 | 市内で死傷者や建物破壊等の緊急事態が発生し、対処が必要だが、それが武力攻撃事態等によるものであるか不明な場合 | 地域防災計画の参集基準 |
| | | | | 市国民保護準備本部体制 | 上記と同様の場合で、市地域防災計画による体制では対応できない場合 | 状況によりその都度判断 |
| 事態認定後 | 市情報連絡室体制 | 国内で武力攻撃事態等が発生し、本市においても情報収集等の対応が必要と認められる場合 | 総務部安全安心課・総務課、秘書室及び総合政策部情報政策課 | | | |
| | 市国民保護準備本部体制 | 県内又は近県で武力攻撃事態等が発生し、本市にも影響が及ぶ可能性が認められるが、市国民保護対策本部の設置について国から通知を受けていない場合 | 原則的に全ての職員が参集（但し、状況によりその都度判断） | 市国民保護準備本部体制 | 市内で武力攻撃事態等が発生したが、市国民保護対策本部の設置について国から通知を受けていない場合 | 原則的に全ての職員が参集（但し、状況によりその都度判断） |
| | 市国民保護対策本部体制 | 市国民保護対策本部の設置について国から指定され、通知を受けた場合 | 全ての職員が参集 | 市国民保護対策本部体制 | 市国民保護対策本部の設置について国から指定され、通知を受けた場合 | 全ての職員が参集 |

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携

携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

| 区分 | 職 | 代替職員 (第1順位) | 代替職員 (第2順位) | 代替職員 (第3順位) |
|------|----------|-------------------|--------------------------------------|----------------|
| 本部長 | 市長 | 副市長 | 教育長 | 総務部長 |
| 副本部長 | 副市長 | 総合政策部長 | 財政部長 | 市民生活部長 |
| | 教育長 | 管理部長 | 教育部長 | 総合政策部長 |
| | 総務部長 | 総合政策部長 | 財政部長 | 市民生活部長 |
| 本部員 | 各部・局・支所長 | 各部・局・支所 庶務担当課長 | 各部・局・支所長があらかじめ定める部・局・所内の庶務担当課長以外の課長職 | |

(6) 職員の服務基準

市は、市対策本部、市準備本部及び国民保護情報連絡室の各体制ごとに参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

桐生市消防本部（以下「消防本部」という。）及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防本部は、消防団が避難住民等の誘導などに重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防本部は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 住民等の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| | |
|-----------------------------|--|
| 損失補償 (法第 159 条 第 1 項) | 特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項) |
| | 特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項) |
| | 土地等の使用に関する事。 (法第 82 条) |
| | 応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項) |
| 損害補償 (法第 160 条) | 住民等への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項) |
| 不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条) | |
| 訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条) | |

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、桐生市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

特に、市及び消防機関は、武力攻撃が発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官）（以下「即報要領」という。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

(4) 消防機関との連携

市は、平素から市国民保護計画、武力攻撃災害への対処、避難実施要領のモデルの作成等にあたっては、消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

3 近隣市等との連携

(1) 近隣市等との連携

市は、近隣市等関係市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市等相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市等相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院（桐生厚生総合病院）、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民等の輸送などについて必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治組織のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

| | |
|--------|---|
| 施設・設備面 | ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 |
| | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 |
| | ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 |
| 運用面 | ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| | ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 |
| | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 |
| | ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 |
| | ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 |
| | ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 |
| 運用面 | ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 |
| | ・住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民等や関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民等や関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民等の避難誘導などを主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

| | |
|---|----------------------------------|
| 1 避難住民等（負傷した住民等も同様） | ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ① 氏名（フリガナを含む） | ⑩ ⑦及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| ② 出生の年月日 | ⑪ 親族・同居者への回答の希望 |
| ③ 男女の別 | ⑫ 知人への回答の希望 |
| ④ 住所 | ⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 |
| ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） | 2 死亡した住民等 |
| ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） | （上記①～⑥に加えて） |
| ⑦ 現在の居所 | ⑭ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 | ⑮ 死体の所在 |
| | ⑯ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分
〇〇市 (町村)

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人的被害 | | | | 住家被害 | | その他 |
|------|------|-------|-----|-----|------|----|-----|
| | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 | | 全壊 | 半壊 | |
| | | | 重傷 | 軽傷 | | | |
| (人) | (人) | (人) | (人) | (棟) | (棟) | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概況 |
|------|-----|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等にあたり、自治組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治組織、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等における避難計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民等の誘導などを行うことができるよう、市内における人口分布、道路網、避難施設等に関する情報を把握できる基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等への配慮

市は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者に対して特に配慮することとする。

その際、福祉関係部局を中心とした「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のモデルの作成

市は、警察、自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のモデルをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、必要な体制を整備する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 避難手段の調整

市は、避難時の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止とするが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとする。

このため、市は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、警察などの関係機関と調整する。

また、市は、避難実施要領のモデルを作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【市内に所在する生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

| 国民保護法施行令 | 各号 | 施設の種類 | 所管省庁名 | 所管県担当部局 |
|----------|----|----------------------------|-------------|-------------------|
| 第27条 | 2号 | ガス工作物 | 経済産業省 | |
| | 5号 | 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備(固定) | 総務省 | |
| | 9号 | ダム | 国土交通省、農林水産省 | 企業局 |
| 第28条 | 2号 | 毒劇物(毒物及び劇物取締法) | 厚生労働省 | 健康福祉部 |
| | 7号 | 放射性同位元素(汚染物質を含む。) | 文部科学省 | 健康福祉部、農政部、企業局、病院局 |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及び

バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。